

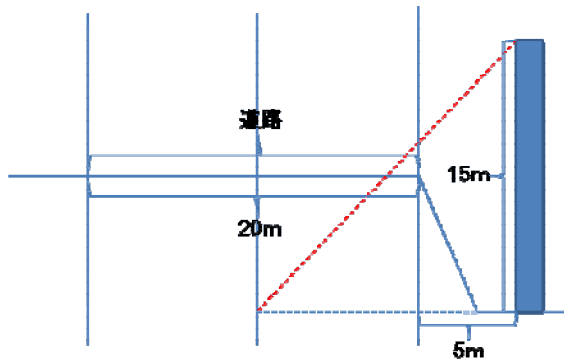
建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の概要

第3条 通行障害建築物となる建築物の高さの特例

- ・法令では、建築物の高さは原則、地盤面からの高さにより算定することとしていますが、地盤面が道路より低い場合は、高低差分の距離は道路を閉塞しないため、緩和規定を置くものです。【下図参照：(例)道路幅員20m、道路から建築物までの距離5mの場合】

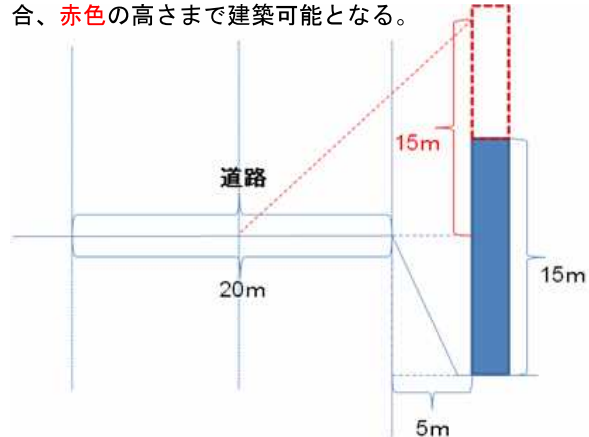
＜緩和しない場合＞

耐震改修促進計画で避難路を指定した場合、青色の高さ以上の建築物は、耐震診断義務化の対象となる。



＜緩和した場合＞

耐震改修促進計画で避難路を指定した場合、赤色の高さまで建築可能となる。



第4条 耐震診断義務付け対象建築物の診断結果の報告書に添付する書類

- ・本条は、診断結果が適切であるか否かについて、原則として、専門の第三者機関による評価を受け、当該機関の評価結果を証する書類を添付することとするものです。

第5条 建築物の耐震改修の計画の認定申請書に添付する書類

- ・建築物の耐震改修をしようとする者は、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができます。
(認定を受けると、建築基準法の手続等の特例措置や融資・税制の優遇措置等を受けることができます。)
- ・本条は、申請内容が適切であるか否かについて、専門の第三者機関による評価を受け、当該機関の評価結果を証する書類を添付することとするものです。

第6条 建築物の地震に対する安全性に係る認定申請書に添付する書類

- ・建築物の所有者は、当該建築物が法に定める耐震関係規定等の基準に適合している旨の認定を申請することができます。
(認定を受けると、耐震性が確保されている旨を表示することができます。)
- ・本条は、申請内容が適切であるか否かについて、専門の第三者機関による評価を受け、当該機関の評価結果を証する書類を添付することとするものです。



第7条 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定申請書に添付する書類

- ・区分所有建築物（マンション等）の管理者等は、当該区分所有建築物について、耐震改修を行う必要がある旨の認定を申請することができます。
(認定を受けると、耐震改修の決議要件が緩和(3/4→1/2)されます。)
- ・本条は、申請内容が適切であるか否かについて、専門の第三者機関による評価を受け、当該機関の証する書類を添付することとするものです。